

令和元年度 第2回 文京区地域包括ケア推進委員会 要点記録

日 時：令和元年7月5日（金）午後1時30分から午後3時25分まで

場 所：文京シビックセンター24階 区議会第一委員会室

<会議次第>

1 開会

2 議事

- (1) 令和元年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について 【資料第1号】
- (2) 指定地域密着型サービス事業所の指定更新について 【資料第2号】
- (3) 指定地域密着型サービス事業所の指定状況について 【資料第3号】
- (4) 高齢者・介護保険事業計画（進行管理対象事業）の進捗状況について 【資料第4号】
- (5) 令和元年度高齢者等実態調査に係る調査項目（案）について 【資料第5号】

3 その他

4 閉会

<出席者> 名簿順（敬称略）

文京区地域包括ケア推進委員会委員

平岡 公一委員長、飯塚 美代子副委員長、石川 みずえ、野村 茂樹、
藤田 良治、阿部 智子、荒川 まさ子、諸留 和夫、田口 弘之、
古関 伸一、楠 正秀、鈴木 好美、浅井 順

<事務局>

真下高齢福祉課長、坂田認知症・地域包括ケア担当課長、瀬尾介護保険課長、
榎戸健康推進課長、

<傍聴者>

3人

1 開会

2 議題

平岡委員長：それでは、令和元年度第2回文京区地域包括ケア推進委員会を開会いたします。

本日は、議題が5件ございます。限られた時間ですが、それぞれの立場、専門領域からご審議をいただきたいと思いますので、委員会の運営にご協力くださいますようお願いいたします。

初めは、議題1、令和元年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録についてです。こちらは承認案件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

坂田認知症・地域包括ケア担当課長が資料第1号に基づき、令和元年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について説明を行った。

平岡委員長：ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

特にございませんか。

それでは、この資料第1号の件につきましては、ご承認いただいたものとします。

—資料第1号「令和元年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について」は承認された。—

平岡委員長：それでは、議題2、指定地域密着型サービス事業所の指定更新についてです。事務局から説明をお願いいたします。

瀬尾介護保険課長が資料第2号に基づき、指定地域密着型サービス事業所の指定更新について説明を行った。（その際に資料第2号の1(2)職員体制の介護職員の人数が14名と記載されているのを17名に訂正。）

平岡委員長：ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、今のご報告、ご了解いただいたということで、次に移りたいと思います。

次は議題の3、指定地域密着型サービス事業所の指定状況についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

瀬尾介護保険課長が資料第3号に基づき、指定地域密着型サービス事業所の指定状況について説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。

私から1つ確認ですが、この廃止の事業所については、株式会社ソラストへ事業譲渡を行い、そちらで新たに指定をしたということでしょうか。それは、この資料には出てこない形になっていますか。

瀬尾介護保険課長：新たに開始が5月31日より前だったものですから、前回の第1回の地域ケア推進委員会のときにご報告を行っています。

平岡委員長：ありがとうございました。

それでは、特にご質問、ご意見がなければ、ご了解いただいたということで、次に進みたいと思います。

議題の4、高齢者・介護保険事業計画、その中の進行管理対象事業の進捗状況についてという議題です。

事務局から説明をお願いいたします。

瀬尾介護保険課長が資料第4号に基づき、高齢者・介護保険事業計画（進行管理対象事業）の進捗状況について説明を行った。

平岡委員長：それでは、皆様から、ご意見、ご質問いただければと思います。

飯塚副委員長：2点おたずねします。まず1点目、高齢者による支え合いの仕組みの充実のところの（4）ミドル・シニア目線を生かした発信力強化事業について、これは介護保険のボランティア的な部分でミドル・シニアの方たちを、介護保険事業に参入させてという形でやっていたと思いますが、セミナーとか、これがボランティアにつながったというものはありますか。

それから2点目、認知症施策の推進のところの（4）認知症の症状のある行方不明者対策の充実について、登録した人が73名となっていますが、この登録を行うにはどうすればいいのでしょうか。また、この登録をしていない人が行方不明になったとき、その顔写真などはどうなるのでしょうか、お聞かせください。

真下高齢福祉課長：先に、ミドル・シニア目線を生かした発信力強化事業ということで、こちらは、計13回セミナーを実施しました。参加された方は延べ142名となっていて、このサポートナビを企画・改修というところでは、最終的に6名の方に参加していただきました。オープンセミナーのような形で、広く区民の方にご参加いただくという機会を設けたこともあり、このような受講者人数をお示ししているところです。

そこに参加された方たちに、セカンドステージサポートナビの企画編集に実際、加わっていただきました。実際に活躍されている方々のインタビュー、あるいはコンセプトページを設けるといったところについて、同世代の目線から見えて検討していただいたところです。

昨年度末に発行したものですので、実際、それがどのような形で活用されているかは、今後、確認していくことが必要と思っています。また、この活動の一環として、専用のウェブサイトも作成、開設したところです。こちらも、自主グループ化して、実際に参加された方自身が、アップデート、情報発信するような形で広げていきたいと思っていますところです。

坂田認知症・地域包括ケア担当課長：続きまして、行方不明者対策のSOSメールについてのご質問ですけれども、こちらの事業は、原則、登録者が認知症などで行方不明になったときに、地域の協力サポーターの方へ一斉にメール配信する事業です。

登録につきましては、区役所の高齢福祉課や高齢者あんしん相談センターに登録用紙等がございますので、こちらにご登録いただいて、区と各高齢者あんしん相談センター、警察で情報共有をしております。原則、事前登録をお願いしていますが、緊急でやむを得ない場合は、電話で情報を聞き取りながらメール配信することも可能です。

ただ、写真等は事前に登録していただかないと配信できませんので、行方不明になられた方の特徴や服装など、そういったことをお聞きして、事前登録のない方でも配信することはできる事業となっております。

飯塚副委員長：認知症の方が対象と思いますが、どのように登録されるのですか。

坂田認知症・地域包括ケア担当課長：ご家族からご登録いただく例が多いと思いますが、単身の方などの場合は、高齢者あんしん相談センターや、区の職員等がご本人のところにお伺いして、事業の説明をしてご登録いただく形になっております。

平岡委員長：よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、その他の点で、いかがでしょうか。

浅井委員：基本的なことになりますけれど、地域密着とか、介護予防とか、総合事業とか、いろいろ種類があって、内容によっては文京区の管轄のものがあったり、東京都が管轄していたり、厚生労働省が管轄だったり、国土交通省が管轄のものとかがあって、いろいろな支援があると思うんですけども、管轄が分かれていることで利用者さんがどれを利用していいか迷ったり、あと、事業をやっている人も迷ったりします。どうしてこんなふうに色々と分かれていたり、先ほどの文京区の方がほかに移転すると新たにまた許可を取らなきゃいけないとか、何かもっと簡単にできないのかなと思ひまして、それについて教えてもらえたらと思います。

瀬尾介護保険課長：それでは、介護保険課のほうから。

地域密着型サービス事業所は、その地域で自治体ごとに決められた事業所になりますので、自治体が指定した事業所は、その自治体の方しか使えないことになっています。こちらは施設によっても、施設の種類によっても定員や基準が違うため、一概には申し上げられませんが、比較的小規模な定員の事業所と思っただくといいと思います。介護保険の特徴として自治体ごとに保険料

が決まること挙がりますが、介護保険料にはね返るその給付費が幾らになるかということで、保険料が決まってしまうので、いろいろな方々が、いろいろな自治体でサービスを使うこと、事業所がたくさんあるほど保険料は上がるという方向性ができてしまっていました。ですが、住所地特例ということになって、住所を移っても、もとの住所からほかの施設に移った場合、ほかの自治体の介護保険のサービスを使った場合も、その前の住所地で考えるというのが住所地特例という考え方です。地域密着型サービス事業所は、その自治体の方々が使える自治体の方々のための施設ですが、実際そこがあいていれば、近隣の方々も使えますよということで、必ず指定の許可を受けるようになっています。

これが、一つの大きな市で考えると非常に近隣の市町村と、というのはあると思いますが、特別区の場合、これだけ狭い範囲での話になりますので、通りを隔てたから許可ということにもなっていますが、考え方としては、自治体ごとに保険料を決めている以上、その制度に基づいて許可を互いに行っているという状況です。

総合サービス事業は、介護予防の方が使うためのサービスというのが一番わかりやすいと思いますが、介護保険の認定には要介護1から要介護5と要支援の1と2があり、これが現在の要介護状態区分になります。そのうち要介護の1から5の方については介護保険のサービスになりますが、要支援の1と2の方は、同じ介護保険の中でも、予防的な措置ということで点数など報酬関係のところが区別されています。そういったこともあって、総合事業は別の扱いになっています。

あと、国交省と厚生労働省の違いですが、こちらの施設で、例えばサービスつき高齢者住宅という、住宅をもとに考えたものについては、届け出制になっていまして、それについては、国土交通省に届け出をすることになっていますので、通常その事業所さんでもサービスを介護保険のサービスとして展開する場合には、厚生労働省の許可というか、東京都なり、その自治体なりの許可が必要ということになっています。

ただ、いずれにしても、より高齢者のお住まいを増やさなくちゃいけない、高齢者の施設を増やさなくちゃいけないということで、省庁間がさまざま

林立している状況ではございますが、一応それぞれには、目標が一つということでは進められております。確かにわかりにくい部分はあるかと思えます。

坂田認知症・地域包括ケア担当課長：東京都や国、厚生労働省や国土交通省と管轄が違って非常に縦割りの行政のなかで、どこに相談に行ったらいいのか、そういう情報がなかなか得にくいというお話だったと思えます。

我々も、国や東京都から様々な情報を得て、区民の方に情報を伝えることについては非常に苦勞しております。高齢者に関する情報ということであれば、まずは地域の高齢者あんしん相談センターにご相談いただければと思えます。

私たちの業務は大体管轄としては厚生労働省、東京都は福祉保健局になりますけれども、それ以外のところの情報、例えば防災の情報ですとか、消費者被害に関する情報なども、私たちは定期的に高齢者あんしん相談センターの連絡会でお伝えして、区民の方に必要があれば、情報提供するようにお願いしておりますので、まずは高齢者相談センターにご相談いただければと思えます。

平岡委員長：その他は、いかがでしょうか。

楠委員：資料第4号について、全部の説明を一気にされましたが、それぞれの項目をある程度区切って説明してもらったほうが、質問がしやすかった気がします。

例えば、1ページの1の(3)シルバー人材センターの活動支援ということで、最後のほうに、令和元年度からの労働者派遣事業も開始するという記載がありますが、これは高齢者にあっせんする仕事の数を増やすために、派遣登録事業もして、それでやるということですか。派遣登録をやって、それこそ人貸し会社じゃないですけれども、大きいところだとトランスコスモスとか、いろいろあります。派遣登録事業となるとかなり条件がきつくなったり、厳しくなったりしますけれども、そういうことも踏まえて、高齢者の仕事のあっせんもやっていこうという考えでされているのか。それが一つ。

それから、2ページの認知症施策の推進の(3)ですけれども、認知症カフェとあります。5ページには認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェと事業名があり、事業番号1-3-9とか、1-4-5とありますけれども、この表の30年度の実績を見たところ48となっていて、目標は24だったと。ちなみに29年度の実績は49回です。にもかかわらず令和元年度、令和2年度の目標は

24だと。30年度も29年度とほぼ同じように、40回以上のカフェが実施できているにもかかわらず、30年度も令和1年も、令和2年もなぜこの半分の24でずっとこういう目標値になるのか、その辺の考え方をお聞きしたいです。

また、この事業に対する取り組みの目標ですが、例えば、7ページの地域密着型サービスについて、R2年度ということは令和2年度の目標ということですね。それぞれ各項目ずつに、例えば、定期巡回・随時対応型訪問介護看護というので、目標は1か所、その下には1、9、7、10、3と記入されています。これは最終、令和2年度までの目標値を入れるもので、29年度が1、30年度も1、ひょっとしたら令和元年度も1、令和2年度は実績が例えば2とかという、そのような入れ方ではなく、最終的な令和2年度の目標に対して、進捗がこうだと。例えば30年度は33%進捗しました、令和元年度は70%までやったとか、目標値とはそのように捉えるのではないかと思うんですね。

同じように、そのような見方で、8ページを見ていただきたいです。8ページに院内介助サービスとありますけれども、これも最終目標が令和2年度で321と書いてあります。それで、29年度には294の実績があつて、30年度では343の実績があつて、もう既に令和2年度の目標値は達成しているよと。こういう目標設定の仕方はあり得ないと思います。

平岡委員長：もし、よろしければ一度区切ってはいかがですか。

楠委員：そうですね。区切ったほうがやりやすいと思います。

平岡委員長：重要なお指摘をいただきましたので、一つ一つご説明いただければと思います。

真下高齢福祉課長：まず、シルバー人材センターの件でお答えいたします。

派遣事業におきましては、シルバー人材センターではこれまで請負という形で、臨時的なもの、そして短期的なもの、作業内容としては軽い事業を請け負ってきました。

今回、派遣事業という形にはなりますけれども、この三つの観点は、変えておりません。臨時的、短期的、軽易なものについての派遣事業を承る形にしておりますので、派遣サービスの事業者さんがやっているような一般的な派遣事業とは違うものにしております。

具体的には、月10日以内の派遣で、週においては20時間以内という目安はご

ございますので、普通の派遣事業と同じような形態での業務ではございません。

ですので、請負では、なかなか現場指示ができなかったところがございますので、派遣にすることで、より働きやすく、そしてまた多様なニーズに対応できると考えております。

坂田認知症・地域包括ケア担当課長：続きまして、認知症カフェのご指摘の部分です。

こちらは実績回数が目標値よりかなり多くなっておりますが、実は平成29年度以前から高齢者あんしん相談センター駒込では認知症カフェを運営されており、平成28年度までは千駄木の郷と坂下のところで「談話室」という名称で高齢者向けのくつろげる憩いの場を実施しておりました。29年度からはさらにここに認知症カフェの要素を取り入れようということで、実はこの駒込のところだけ、カフェの開催数が増えたというのが29年度からありましたので、そういった理由で実績としては増えているという状況です。資料ではそのあたりの説明が不足しており大変申しわけございません。内容としては、駒込の部分のみ増えたというところでは。

楠委員：では、28年度と比べて29年度は駒込で新しい取り組みを始めたので、急に一気に増えた。ただ、全体の目標値としては、24回ぐらいが妥当であるということで、この計画を策定するときは24回というレベルに設定したと。

ただ、結果的には、その49回の駒込の実績が引き継がれていて48回になっているということですね。わかりにくい感じがします。駒込の事業が一時的に急激に増えて定着するかどうか、はっきりしなかったために、それは余り考慮しないで、24回というレベルに設定したということですか。

坂田認知症・地域包括ケア担当課長：四つの高齢者あんしん相談センターで年間6回の認知症カフェを開催するというので、目標値は24回としております。二カ月に1回ぐらいの開催ということでお願いしておりました。これまで駒込地域では、従前から高齢者の集まる談話室というところで、これまでも事業を行っていましたが、そこに認知症カフェの看板というか、要素を入れて実施した関係で、こういった形で数だけでなく、内容的にも増えてしまったというところでは。

楠委員：つまり、これは後の質問にもかかわることですが、その目標値というも

のの中に、いろいろな性質のものがあって、ただこの場合は、基本的には区として責任を持って達成すべき目標ということで設定していて、それをいろいろな事業者とか、住民団体とかにも示しているけれども、それぞれ自主的な取り組みがあったことによって、目標を上回るような実績を達成する場合もあるということですね。

ただ、それを区の目標に反映させるかどうかというときに、住民が自主的に行っているものを今後も必ずやらなきゃいけないという形で、計画に盛り込むのは適当ではない場合もあり得るということですね。

ただ、今のご質問の趣旨からすれば、せっかくここまでできているのに、なぜそれを目標値に反映させないのかという考え方もあったと思いますが、それはどうでしょうか。今後はそういうことも考慮されますか。

瀬尾介護保険課長：今回ご報告した介護保険課です。まとめてご報告してすみませんでした。前日も、昨年もそうだったものですから一気に説明してしまいました。今後は、項目ごとに報告をしたほうが良いと思いました。

今回、目標に関しましては、既に平成29年度のときに策定した第7期の高齢者介護保険事業計画というので、3年間の目標が明確にこの数として出てしまっていますので、通常この計画期間中、この年で3年分まとめて目標数値を立ててしまうので、その年、その年で目標数値を変えることは、やっておりません。その年ごとの増減はありますけれども、この第7期の計画期間の目標数値に対してどうだったというご報告を行っているところが、毎年のご報告になってございます。

ですので、地域密着型の今回のご報告につきましても、計画期間中、3年間の間に、どれだけの事業所をつくるかという報告に関して、地域巡回・随時対応型訪問介護看護については、1カ所というのが増減なく、3年間1カ所というのが計画として立てられておりましたので、これが毎年、1、1、1となっている状態です。ですので、増減がないというところです。

8ページの院内介助につきましても、年間の利用件数があって、それを毎年3年間、このぐらいの件数ということで計画上指定された数字がございまして、それも毎回変えることなく、一定程度この時期にご報告しているという形なので、こういった報告の仕方になっている状況です。

平岡委員長：一応、質問には一つ一つお答えいただいたということで、よろしいですか。追加のご質問、今のご説明についてのご意見がありましたら。

楠委員：11ページの高齢者いきいき入浴事業についてお聞きします。せっかくこれだけの目標を立てているのに実績が落ちているといたしますか、少なくなっている一つの要因として、浴場そのものが少なくなっていて、廃業するところもあるからだと思えます。それで、一つ提案ですけれども、今、文京区内の浴場は数が少ないものですから、利用する方がかなり遠いところまで足を伸ばしていかないと、なかなか入れないということが多分にあるのではないかと。隣の区、隣接区も含めて、区同士で、協業しながら隣の区の入浴も可能ですよということが仮にできるならば、近場の浴場も、例えば台東区などには区と区の境界のところに浴場があるところもありますので、そういう考えで入浴事業を取り込んでいくことは可能なのか、教えていただきたいというのが一つ。

それから、あと、11ページの下の高齢者緊急連絡カードの整備ですけれども、この中で、新規設置件数が約470件ありましたけれども、カードが不要となり削除した件数が550件となっています。このカードが不要となったという意味は、亡くなったという方という意味で捉えればよろしいですか。その辺を含めて、教えていただければ。

平岡委員長：はい、どうぞお願いします。

真下高齢福祉課長：いきいき入浴の件につきましては、所管課が保健衛生部になっておりますので、このようなご質問があったことは申し伝えさせていただきます。実際に銭湯の数が少ないというところで、隣接区でのご利用もできればというご質問ですが、「外出をして健康になっていただく」という、より外出をしていただくことを目的とした事業となっております。それを他区での施設の利用も含めてとなりますと、区間で調整等が発生するところがあります。まずは、区内におけるご利用ということで、現在、この事業は取り組んでいるところです。

緊急連絡カードについては、今回、不要になった方の数を引いておりますけれども、主には、転居されている方であるとか、施設入所をされた方、あるいは病院等の入所、お亡くなりになられた方をあわせて、この不要となった方という形で計上しているところです。

榎戸健康推進課長：今の高齢者いきいき入浴について、高齢福祉課長がお答えしたとおりですが、補足をさせていただきます。

まず、入浴の実績が減っている理由につきましては、公衆浴場組合とも意見交換をしておりますが、その原因は100%わかっていない状況です。委員ご指摘のとおり、近隣区に流れているという可能性はありますが、それが本当の原因かどうか特定はできていないところです。

こちらのいきいき入浴事業につきましては、区民の方向けのサービスということが大前提でございますので、例えば、近隣区の方たちが入ってくることで、この実績を増やすことは、文京区の税金を投入するという意味では、不適切ではないかと考えております。

逆に文京区民の方が区外の公衆浴場を使えるという点では、区民の方の利便性は上がりますが、実績が減ってしまいます。近隣区とのやりとりは一定ハードルが高いものと考えておりますが、実績減につきましては、公衆浴場組合と生活衛生課で協議を進めながら、改善を図っているところですので、まずは、リーフレット等による周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

本日いただいたご意見につきましては、生活衛生課に、私から改めてお伝えしたいと思っております。

平岡委員長：よろしいですか。今、いろいろとご説明いただいたこと。

諸留委員：浴場の件で言いますと、私は大塚に在住ですが、大塚五丁目と豊島区の境に「君の湯」という公衆浴場がありまして、大塚坂下北町の川上町会長がやっておられます。あそこは豊島区のほうが近くて、サンシャインの方へ行くとアパートが多いから、そこのお客さんが大勢来るんだそうです。それで、豊島区から浴場を廃業しないでくれと言われていたそうです。それと、「君の湯」は文京区民より、豊島区民のほうが多く来るから、組合に入っていないそうです。入ってもあまり恩恵がないということで。参考になるかどうかわかりませんが、そういう話を聞いています。

平岡委員長：ありがとうございました。

楠委員：認知症の方の行方不明者の対策ということで先ほど質問がありましたが、2ページの(4)を読みますと、あくまでもこれは文京区内の方々の協力のもとで、文京区内で探すことがメインだと思います。しかし、実際は、認知症の

方でもある程度体力のある方は、区外へ行っちゃったり、とんでもないところまで行っちゃったりしていることが、往々にしてあると思います。そういう場合の対応は、実際どのようになさっているのでしょうか。

坂田認知症・地域包括ケア担当課長：行方不明のおそれのある方、事前登録されている方は区民の方ですけれども、協力会員になる方は、区民に限ってはおりません。区外にお住まいの方や我々職員も協力者になっています。

おっしゃるように、区外へ出ていかれた方もいらっしゃいました。そのようなケースは区内、区外に限らず、警察が保護することがほとんどです。

ですので、そういったところと警察と連携協力しながら、この事業も進めているところです。

鈴木委員：4ページについて、提案と質問がございます。

介護人材の確保・定着への支援という項の、Ⅲ番、キャリアデザインの一助となるよう介護の仕事の魅力を伝えるということで、対象が区立中学校の生徒さんになっていますが、中学校の生徒さんのレベルですと、仕事の内容の理解がメインになるとと思いますので、キャリアデザインに続けるのであれば、文京区は、私立の高校さんも多くございますから、そこで個別に交渉して、高校の1年生、2年生にこの辺の介護に関するお話をされると、職業選択の一つになるのではないかと思います。交渉がなかなか大変かと思いますが、効率を考えると、高校生に説明したほうが良いと思います。

次に、Ⅵ番、Ⅶ番の今話題になっている外国人の介護者ですよね。これに対して、もう既に平成30年6名のマッチングが成立しているということですが、今後、何かトラブルがあったときには、事業所さんと個人ではなくて、区のどなたかが仲介に入られるのか、その辺のフォローについてお伺いしたいと思います。

瀬尾介護保険課長：介護保険課からお答えします。

1点目、介護人材の中学生のパンフレットですね、ありがとうございます。今、現在つくっているものはイラスト入りでわかりやすく、中学校1、2年生ぐらいの対象者に向けて作成しております。30年度は区立中学だけでしたが、今年度は私立中学校、国立中学校にも送らせていただきました。

高校生につきましては、内容を精査すると同時に、高校生にあった内容とい

うのもあると思いますので、今後検討していきたいと思います。現在、職場体験が文京区の区立中学校はございますので、その職場体験会の前にパンフレットを配って、こういうお仕事もあるよという理解の一条にさせていただいています。

2点目、外国人材につきまして、こちらはE P A、その経済連携協定の外国人材の投入に関しては、国家間の取り決めというのもあって、きちんとした仲介機関がございます。そこを通さないと逆に導入できないというか、雇い入れはできませんので、相談機関としまして、区の外務省といいますか、そちらの総務省関係のところ、大きな電話相談とか、窓口相談とか設けておりますので、もし困ったことがあった場合、例えば広報、区の広報課のほうにそういった連絡があった場合とか、介護保険課に、そういったお困りの声があった場合には、そういった窓口、専門のところをご案内するようにしております。

あと、事業者様も、当然、一定程度の審査を受けた上で、受け入れをしているところですので、そういったところについては、問題になるようなことは今のところはないと考えております。次の報告になりますが、実態調査の中で、どれぐらいそのE P A以外にも外国人材は在留しているかお聞きしていますので、こういった事業者さんでこういった人材がいるのか、今後の調査で明らかにしていきたいと思っております。

諸留委員：4ページの最後に、介護の仕事の魅力を伝える事業の実施及び労働環境の向上を目指すとありますが、具体的にどういうことをするのか、そういうことを書かないと、ただ文章だけという感じがします。外国人もそうですけれども。給料がよければ少しぐらい我慢してでもやる方もいると思いますが、介護の仕事は私たちが普通にイメージする仕事とは往々にして違います。私も昔は全然わからなかったし、実際に家族に介護が必要な方がいたりすればわかるけれど、そういう経験がないと、普通の女の子であれば、スーツを着てハイヒールを履いて、バッグを持って、丸の内でも歩いて、そういうオフィスレディになりたいと憧れちゃう。それが一般的だと思います。給料もそういうところは高いと思いますし。ですが、介護の仕事に携わっている方の給料を上げると介護保険の保険料も上がるという話を以前に聞いています。本当にどうしたらいいのかなと私も困ってしまいます。それで、外国人労働者だと安い賃金でや

ってもら、人の嫌がる仕事を安い給料でやらせるなんて、本当に余りいいことじゃないと思うけれども、なかなかいい考えが出てこないから、総括的な話でこう書いている。だから、実際に具体的にどうするというのは書けないんだと思います。質問ではないので答えなくていいですけども、そういうことを感じます。

平岡委員長：何かご説明いただけることありますか。

瀬尾介護保険課長：委員のおっしゃるとおり、介護人材の確保といっても、文京区だけ確保できたらいいということではありません。文京区だけ足りないわけではなく、日本全国で足りないので、解決のための糸口は非常に大変だと思いますが、この一番最後に書いたものを少しでも進めるために、このローマ数字のⅠからⅦがあるという意味合いでご報告しておりました。

これが直接、何人雇ったということにはつながらないかもしれませんが、実はアクティブ介護でやったイベントで福祉の仕事相談会というのがありまして、実際にそちらで雇い入れられた方が3人程度いらっしゃったと聞いていますし、全く役に立っていないわけではなく、こういった取り組みもしていますということでございます。

一般的な介護人材の処遇改善については、国でも、介護人材の処遇改善加算という形で一定の事業所に関しては報酬を上げられるような取り組みが今年度中に行われるということで検討されていますし、直接、区のほうから、給料を上げるという取り組みはできませんが、そのために役に立つような住宅費の補助をしていたりとか、資格を取るための補助をしたりということを一定やってございます。

あとは、外国人材についてですが、一応、国でも外国人を入れたからといって、日本人と異なる起用体系では雇えないことになっています。安い給料といいましても、同じ待遇で、あとは、一定程度、研修期間として日本語を学ぶことや、介護の取り組みや介護のケアを研修としてできるように、そうしたことも中心となってやるようになっていきますので、決してつらい、汚い仕事というわけではないと思います。実際に働いている方々は、本当にやりがいをもってやっていらっしゃいますので、そういった方々をいかにアピールしてつなげていくかというのが、これから国に求められていると思っております。

諸留委員：介護保険料は、毎年計算されて金額が変わりますね。私も年金から天引きで引かれています、あれはほとんど国が徴収しますよね。だけど、区で計算するから実際、予算もそうですよね、一般会計と介護保険と健康保険と分かれてあって、介護保険の会計があります。そうすると区ごとに介護保険料を計算しているのですか。そうすると介護に携わっている方の給料について、住宅手当を上げるなど、そういうところでやればいかもしれないけれども、給料で上げると実際に響いてきちゃって、それを全部区民の皆さんが負担するようになってしまうということは正しいんですね、やっぱりそういうことですね。

平岡委員長：説明していただくのは難しいかもしれませんが。

瀬尾介護保険課長：介護保険料についてはこちらの皆様にご意見をいただいている3年ごとの事業計画で、基本となる金額を定めるので、3年ずつ金額が変わってまいります。それを各自治体で計算しておりますので、台東区の方とか、江戸川区の方と文京区の方の保険料は違います。40歳から介護保険料を徴収することになっていきますので、40から64歳の方については、その入っていらっしゃる健康保険の制度によって金額が違ってきます。65歳以上の方は、各自治体で徴収することになっていきますので、65歳以上の方は各自治体が決めた保険料で、文京区は15段階で金額が異なりますが、一定の率に基づいていただいています。

その払い方について、昔は直接というイメージでしたが、特別徴収ということが全国で一斉に始まりまして、文京区の方に関しては、文京区で定めた額を文京区から年金機構に連絡を行い、その年金機構が定められた額に基づいて引くという形になっています。年金特別徴収ができない方の場合は、区が直接請求をしています。

年間で金額は決まります。年金は2カ月に一度のお支払いですので、年間の12回、月に割った方々は個人払いですが、年金の方々は6回で分けて、しかもその年度によって、毎月、毎回の金額が違ったりしますので、非常に説明が難しくなりますが、年間で金額が決まると思っただければと思います。

介護報酬が上がって、介護の従業員方の給料が上がったからといって、直接その額が文京区の保険料に直にはね返るかということ、それは介護給付費という関係から計算されていますので、つながってはいるんでしょうけれども、直に

お給料が幾ら上がったから、幾ら保険料が上がるという計算方式にはなっていない状況です。

平岡委員長：ありがとうございました。

ちなみにその介護人材確保対策、これは介護報酬の引き上げ、今ご説明があったような加算という形の引き上げは国が実施するもので、それとは別に東京都でもいろいろな対策をとっていて、専門学校に通う生徒に対する奨学金とか、介護職員のための住宅費の補助とか、そのいろいろな対策をとっていて、それに加えていく独自の体制として、こういうものを行っているということかと思うんですね。

介護人材の問題は非常に大変だということは、広く知られていますので、区の対策だけじゃなくて、国や都の対策も含めて、どういう対策をとっているのかということ、何かどこかでわかりやすく説明できる、見るとわかるようなところがあるといいなと思いました。それに加えて区としてこういう対策をとっているということですね。

目標値というのは、この場合、達成率とは、この目標値に対する達成率ということがあるんですけども、実際の問題がどの程度解決したかどうかというのは、区内の事業所がどのくらい職員をちゃんと確保できているかということで見るとということに、あるいは退職率がどのくらいかとか、そういうことで見るとということもあると思いますので、そういう情報も適宜提供していただけるといいなと思いました。

阿部委員：3点ほどお願いします。

まず1番の地域でともに支え合うしくみの充実のところの(2)地域ケア会議の運営ですけれども、これに関しては、孤立したり、支援が難しいと感じるケースが地域個別ケア会議で挙がってきて、課題だとか、連携のあり方について意見交換を行い、またそれに伴って、明らかになった課題を連携して解決につなげていくというふうになっていますけど、実際どのように連携ができて、課題が連携によってどういうふうに解決につながったのか、そういう事例が実際にどのくらいあるのか。私も参加していてかなり難しく、なかなか解決にならないということがすごく多いのですけれども、この会議をやっていく意味があるのかということも知りたいと思いますので、どういう情報があるのか、

教えていただきたいです。

2点目です。3ページ、2の(1)、介護サービスの充実の地域密着型サービスについてですけれども、これに関係して、これから説明されるのかもしれないのですが、資料9の平成30年度サービス事業所利用状況をご覧ください。ここにはいろいろなサービスが入っていて、小規模多機能が4カ所挙がっています。礪川さんとSOMPOさん、いきいき小日向、こちらが一番早くできていますが、定員数が25に対して礪川さんが17、小日向さんが25に対して15、その下のグッドライフさんは29に対して25、ここが一番新しく最近できたところです。その次はユアハウスさんが29に対して26。この差がどれだけの差、どういうふうにしてこれだけの差があって、なおかつ介護サービスの充実の中で、今後、小日向では計画されていてさらに小規模多機能が増えるわけですね。そうすると小日向のほうが、まだ定員数に見合っていないにもかかわらず、もう1カ所できる、同じ場所にできるというのはどういうふうに考えればいいのかということと、先ほど、介護保険課の説明にあったように、計画の中で、介護計画の中で示された定員数だったり、設置数だったりというので、ある程度仕方のない部分はありますが、地域巡回・随時対応型介護、上から2番目、これが定員数45に対して利用者数が43、私どもも地域巡回、こちらのほうの事業を考えたいなと思ひまして、区に相談したところ計画がないからというふうに言われました。ただ、これに関しては、もう既に100%満たされていると出ています。定員数が45ということで、利用者数が43と、もう枠がないはずですね。

なおかつ、こちらに関しては、箱物ではない。要するにいろいろな施設として箱をつくっていくサービスではないと考えた場合、地域巡回に関しては、国としては中学校区域の一つはつくっていきましようというふうに、計画を立てたと思ひますけれど、文京区さんでは、この1個で十分と捉えられているのかそのあたりのお考えをお聞きしたいと思ひます。

それと最後に、もう一つ、4ページに戻っていただきまして、上のほうです。介護サービス事業者への支援として、文京区はなぜか、部会が居宅介護部会と訪問介護部会と通所事業者部会、この三つしかありません。私ども訪問看護ステーションは、部会がないものですから、毎月2カ月に1回、手弁当で集まって、研修会をしたり、情報交換・意見交換をしながら文京区でどういうふう

今の施設の中でやっていけばいいのかという話をしています。これを見ますと、部会はありませんが、もし要望があればこういうふうに、こういう研修をお願いしたいと依頼すれば、研修とかを考えてくださる、講師の講師料を出してくださるとか、そういう支援がありますか。

その3点、お願いします。

平岡委員長：はい、お願いします。

坂田認知症・地域包括ケア担当課長：まず、地域ケア会議で、抽出された課題については、確かに非常に難しい案件を扱っている事例が多くございます。精神疾患を持っている方ですとか、あるいは難病ですとか、独居、ひとり暮らしの高齢者で、孤立している高齢者というような課題がよく事例として挙げられております。

確かに、そういった課題に対して、すぐに特効性がある解決策を見つけることは非常に難しいですけれども、そういったことを共有する、あるいはそのメンバーだけではなく、違う相談機関とか、そういったところで、また新たな解決策等が見つかる可能性もあります。例えば孤立している方であれば、地域の新たな資源、サークルなどを見つけてあげたりとか、まずは課題として出して、共有するところで次の新たな課題解決に向けて参考にできればいいのかなというところで、うまく回答できないですが、まずは共有することが大切であると思っています。

瀬尾介護保険課長：4点かなと思いますけれども、まずは利用状況のほう、資料第9号は、前回お出ししたものの差しかえでございます。また、後でご説明いたしますが、資料第9号の小規模多機能の定員、利用者数に差があると。ただ、こちらについては、地域性があるかもしれませんし、ご利用意向というものもありますので、そこの施設だったら使いたいという方は確かにいらっしゃるかもしれません。新しくできたところとか、なれ親しんだところだと、比較的埋まっていて、いきいき小日向も以前よりは利用者数が増えていると報告を受けています。前はもっと少なかったと聞いております。

施設数は、阿部委員がおっしゃるとおり、先ほどもそうですが、3年間の事業計画が先に決まっていて、例えば、ほかからも有料老人ホームを建てたいというお尋ねがあったりしますが、実際、その計画期間に、これだけサービス提

供者がふえて、それで給付額を見込んで保険料を計算していますので、一定程度この計画に基づいた施設サービス事業者数と考えていますので、定期巡回・随時対応型訪問介護看護も、この29年度につくったときには、3年間でふえないという1カ所ということでありましたので、そのままですけれども、次の次期の計画はどうするのかというのが、来年度の課題になってきますので、こういった利用状況報告を受けながら、来年度増やすか、減らすというのは実際に区役所がやめなさいとは言わないので、こういった施設を中心に考えてくかは、来年度考えていくことになります。

ですので、利用のお申し出があって、それだけのサービスが必要とされていれば、今の在宅ケアは、国も中心となって考えていくようにとされていますので、検討される内容になってくると思います。なので、箱物じゃないとか、そういうことではなくて、サービスの事業提供のサービス事業の種類として考えて、この数が提出されているものでございます。

四つ目、最後の訪問介護の部会がないということについて、私も設置した当初のことは存じ上げませんが、恐らく人数が多いところから勉強会なり、研修会なりというのをその事業者にあったテーマでやっているというものだと思いますので、ご希望がありましたら、その勉強会ですとか、そういった区がご協力できるところはできると思います。お好みじゃない研修をやってもというのもありますので、どうぞご相談ください。お願いします。

阿部委員：今の定期巡回・随時対応型訪問看護ですけれども、サービスがあれば、45定数でもほとんど100%の利用があるということ。ただ、予算の関係上、これ以上希望しても受けられないということですね。

瀬尾介護保険課長：今の計画期間だと、令和2年度まではこちらでと考えられています。

あとは、ほかの機能をつけていただくとか、地域性ということで考えられなくもないと思います。ですが、計画期間中であることを考えると特別な判断はできないかなと思います。そちらもあわせてご相談ください。

平岡委員長：そのほかのご意見、特にないようでしたら、次の議題に移りたいと思います。

では、続きまして、議題の5、令和元年度高齢者等実態調査に係る調査項目

についてです。よろしくお願ひいたします。

瀬尾介護保険課長が資料第5号に基づき、令和元年度高齢者等実態調査に係る調査項目について説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。

ご質問、ご意見があれば、お願ひします。

諸留委員：二つお聞きします。対象者の②の50歳以上の現役世代調査というのがよくわかりません。高齢者実態調査と書いてあって、片一方では、50歳以上の現役世代調査と書かれています。50歳以上といっても今は、80歳になっても働いている人もいると思いますが、よく50歳以上を出しているのがわかりません。

もう一つ、左側のカテゴリーでお住まいというところ、自宅が一戸建ての家だとか、マンションだとか、ローンが残っている、ローンが残っていないとか、そういったことが生活に影響があると思うので、そういう項目も必要ではないかと思ひます。

瀬尾介護保険課長：1点目のところ、こちらは以前から実施しているミドル・シニア世代への調査というものです。前回、その以前からも、50歳以上で調査をしていますので、今回も同じ年代対象に調査をするものでございます。

確かに、高齢者等実態調査という題名になっていますので、50歳以上の方々に②の調査を送るときに、高齢者等実態調査という名称で果たして封筒を開けてもらえるかどうかという疑問もありますので、これはあくまでも、高齢者になっていらっしゃらない、まだ、いずれ高齢者になっていく方々の意識調査というふうに思っただければと思ひます。

そちらについても、意向調査というか、現在どう思っただけで、今後、高齢者になった場合の方々との対比というのもございますので、そういったところでの調査でございます。

真下高齢福祉課長：住まいに関するところのローンの有無ということですが、確かに生活への影響もあると思ひます。この時点でそれを加えますということまでは申し上げられませんが、含めるかどうかは検討させていただきたいと思ひます。

飯塚副委員長：同じ区民向け調査項目のところの③と④です。

この③と④では郵送と聞き取りの二つがあります。これはどのように対象を分けられるのかというのが一つ。それと7ページの介護従事者向けの調査項目、これは従事者向けということですが、事業所に何通か送られて、そこで従事者の何人かに渡してアンケートをとるのか、また、区から直接、従事者に渡すのか、事業所が入ると、本当のことを言えないということも出てくると思いますが、その2点を聞かせてください。

瀬尾介護保険課長：1点目の④の在宅介護実態調査につきましては、要介護4と5の方を対象にしまして、さらにご自宅で療養をされている方を抽出して、お調べいただきます。これは居宅介護支援事業者様を通してケアマネジャーさんをお願いしようと考えております。委託事業として、1件ずつお支払いする形でお問い合わせしたいと思います。

平岡委員長：今のご質問で言うと、④は前回、確かご説明があったと思いますけど、少数の事例調査ということですね。全体の調査は③で行うということですね。統計的な調査はということです。

瀬尾介護保険課長：在宅介護実態調査については、実際に今まで郵送だけでやっていたんですが、返信できない方、書けない方もいらっしゃるであろう、ご家族もいらっしゃる方もいるだろうということで、それで、郵送の方々は別に対象者としてございまして、そのほか抽出で調べる方が新たに増えたというものでございます。

2点目の従事者の調査につきまして、こちらについてはお話のとおり、事業所を通して、一定程度何人かに配っていただきますが、返信に関しては、直接区にお出しいただくように、中身は見られないような形で返信用の封筒をおつけします。当然、個人の事業所はどこの方とわかってしまってもいけないので、そういった個人情報にも配慮して、集計していきたいと思っております。

平岡委員長：よろしいでしょうか。そのほか、はい、どうぞ。

阿部委員：調査項目について却下かもしれませんが、ご相談です。調査の中で、高齢者の転倒ですね。それは割と誘眠剤、夜、高齢者は眠れないと言って、眠剤を飲んで眠る方がいらっしゃって、その影響で転倒する率も結構高いとある程度言われていますが、本当にきちんとしたデータがありません。調査項目に

は日常生活の中で転んだ経験あるかとか、転倒の不安は大きいとか書いてあるので、もし可能であれば、眠剤を飲む習慣はあるかを入れていただければ、ありがたいという相談です。

それと、もう1点、介護従事者向けの調査項目で、本当にこれ、ありがとうございますと言いたいです。介護従事者の方はやっぱり、給料が安いという話がありますが、今、試用改善がありますので、結構給料は、割と反対に事業者がこのままの給料になると本当に大変というぐらい給料が上がっていると思います。

それよりも、昔から、介護保険が始まったときから、ヘルパーが好きで、ずっと継続してきた方、給料が安いとか高いか関係なく、継続してくださる方が報われることが、私はすごく大事だと思いますし、それは給料だけではない職場の環境ということがあると思いますので、それをここの中で調査されるといいと思いますので、項目自体まだきっちり読んでいませんが、とっていただくとありがたいと思います。

平岡委員長：そのほか、いかがでしょうか。

楠委員：この調査項目は区民向け、事業所向け、介護従事者向けでそれぞれア・イ・ウとあります。これらを見ましたが、非常に調査項目が多いという印象を受けました。これは3年前にも実施していると聞きましたけれども、大体このぐらいの数の項目を聞いても別に問題なく回収されているという状況ですか。要は聞き取りの項目が非常に多過ぎるのではという感じがして、場合によっては、ここまで書くならと言って、拒否して回答を出さない人もいるのではという気がしました。実態はどんなふうなのでしょう。その辺をお聞きしたいです。私個人の感じとしては、聞き取りが、それぞれア項目も、イ項目も、ウもありますけれども、結構多いと思いました。

瀬尾介護保険課長：質問項目が多いというのは3年前の記録を見ましたら、きちんと委員の皆様にご指摘をいただいています。今回、国の調査項目も入れるということで、全部するともっと多くなってしまふところを何とか精査して、件数は大体、前回と同様のところに抑えております。

あとは、回収率で申し上げますと、60%以上の皆さまから回答をいただいています。文京区の方々は非常に真面目に回答をいただけるので。

ただ、今回、質問項目がそれほど減らせなかったのもございましたから、当然、設問項目や選択肢を整理する、選択肢を少なくすることで、少しでもご負担を少なくするように、今検討して取り組んでいるところでございます。

質問項目自体は、ほかの自治体を見ましても、もっと多いところもございまして、どうしても、いろいろな分野にわたって聞きたいというところと、あとは、前回の地域福祉推進協議会でもかなり新しい項目、例えば、8050問題とか、運転の問題とか、あとは、ダブルケアの問題とか、そういったところも新しい分野としては聞いていかななくてはならないので、逆にどういったところを外せばいいのかというところを踏まえながら精査したのが今回でございます。

実際、また設問項目をお示ししたときに、またいろいろご意見を頂戴できればと考えております。

平岡委員長：はい、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

これが最後の議題でした。

本日本日予定していただいた議題は以上ですけれども、委員の皆様から何か言い残したことがあれば、よろしいですか。

それでは、介護保険課から報告事項があるそうですので、よろしく願いいたします。

瀬尾介護保険課長：本日、席上にお示ししました2種類の書類でございます。

1件目が、先ほども話題になりましたが、資料第9号です。これは半年に1回ずつご報告していきまして、前回、お示ししたものです。

そのうち、1枚目の真ん中あたりの、真ん中よりちょっと下のところの「のんびり家」さんの利用者数が違うとご指摘をいただいきまして、再度、事業者様に確認したところ、14人と、定員いっぱいまでいらっしゃるということでした。

お尋ねしたときには、異なる数字でいただいきまして、いただいたものが間違っている場合にこれを確認する手段は非常に難しいですが、余りにも前回報告数値と違うときには、確認していきたいと思いました。ただ、ご指摘された委員様は本日ご欠席なので、これ確認していただければと思いました。

2件目が、A3の横長のものです。こちらは、文京区から東京都に報告した書類です。

今、介護保険事業について、国とか、東京都ですと、法律の改正もありまして、その取り組みについて、進捗状況を管理し、なおかつ公表するという流れができています。今、大きなところでは、保険者機能強化ということで、介護保険の適正化に関する部分、あとは、今回の一番左に書いてございます、自立支援・介護予防・重度化防止、この分野に関しても、それぞれ各自治体が定めた計画の目標について、何を実施したかをはっきりとさせて、それを自己評価しなさいと言われていています。今回、その自己評価したものが、こういった評価シートとして出てきましたので、そちらを委員の皆様にご報告するものでございます。

フォーマットの的には、この自立支援・介護予防・重度化防止について、現状と課題としては、三つございまして、介護予防の取り組みの場所の提供というものと、あと、真ん中の2段目のところの補助的な機能をもつ介護予防の場、地域づくりという点。あとは、一番下のところで、運動法の指導ですとか、要介護状態になっても、参加し続けることのできる通いの場というのが、三つの文京区の課題になってございまして、真ん中のところ、平成30年度の実施事業としましては、認知症の講演講座、介護予防普及啓発事業、また真ん中のところでは、通いの場の開設をしましたということと、あとは、住民運営の通いの場とか、リハビリ専門家を派遣したというのがございます。

こうした取り組みをしまして、課題と現状に関して、解決したかどうかではないですが、取り組んだかという点に関しては、自己評価を○として東京都に報告してございます。取り組んだかどうかという評価で○×なので、○になっていますが、そういったことで、引き続き取り組んでいくというものでございます。

今後、こうした報告内容について、こういった機会にその場で報告するのか、あるいは、先ほどの事業報告に踏まえて一緒に報告をしていくかというのは、わかりやすいほうがいいと思いますので、整理してご報告していきたいと思っております。

平岡委員長：ありがとうございました。

何か、ご質問、ご意見などありましたら、お願いいたします。

それでは、次回の開催日程などについて、事務局からご説明お願いいたします。

事務局より次回の開催は9月上旬から中旬を予定していることを伝えた。

平岡委員長：はい、本日も活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして閉会いたします。ありがとうございました。